

教育福祉常任委員会会議記録（概要）

平成26年3月7日（金）

開 会 午前9時20分

【議 事】

○議案第42号「所沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

城下委員

今回、地方公営企業法の一部改正に伴う条例改正とのことだが、従来と条例改正後では、病院会計で何か大きな変化はあるのか。

小峯総務課長

従来は、利益の処分について積立をする方法が決まっていたが、法律の一部改正により、自ら積み立ての項目等を決められるなど、自由度が増すこととなりました。

今後、今回掲げました3つの項目及び内容をもって利益の処分を行う場合は、その都度、議会の議決をいただかなくてもよいこととなります。

【質疑終結】

【意 見】 なし

【採 決】

議案第42号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

【議 事】

○議案第58号「平成25年度所沢市病院事業会計資本剰余金の処分について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

城下委員

資本剰余金の処分だが、補助金等で取得した資産を帳簿から削除していくという内容だと思うが、病院では、この年度は、こういう補助金を貰って、こういう施設整備をしたということで、ある程度、除却の時期は大方、把握できる状況になっているのか。

小峯総務課長

台帳が整備されていますので、資産ごとに分かるようになっています。

城下委員

年度によっては、除却処分する金額が大きい時期と少ない時期がでてくるという理解でよろしいか。

小峯総務課長

そのとおりでございます。

【質疑終結】

【意 見】 なし

【採 決】

議案第58号については、全会一致、可決すべきものと決する。

休 憩 (午前9時24分)

(説明員交代)

再 開 (午前9時27分)

【議 事】

○議案第21号「所沢市社会福祉法人認可審査委員会条例制定について」

○議案第22号「所沢市成年後見制度推進検討委員会条例制定について」

○議案第23号「所沢市地域福祉推進委員会条例制定について」

西沢委員長

議案第21号、議案第22号、議案第23号については、一括議題とし、一括審査としてよろしいか。（委員了承）

【補足説明】 なし

【質 疑】

城下委員

議案第21号について、社会福祉法人の認可の権限は、埼玉県だったと思うが、いつから所沢市になったのか。監査や指導など権限の内容はどうなっているのか。

北田福祉総務
課長

認可について埼玉県からの権限委譲は平成25年4月からです。認可審査委員会は、社会福祉法人の設立の許可に関して適正な運営を図るために設置したものです。

城下委員

設立のための権限委譲とのことだが、社会福祉法人に何かあった場合の指導や監査などの権限はどちらにあるのか。

北田福祉総務課長 指導・監査は、平成25年から市に権限委譲されています。施設監査は、埼玉県です。市の権限は、社会福祉法人設立に伴う定款の認可、定款変更の認可、事業又は会計状況の検査、業務停止命令または役員退職の勧告等の事務があります。

城下委員 埼玉県の権限としては、何が残っているのか。

北田福祉総務課長 所沢市に下りてきた監査は、所沢市内にある法人の監査になりますので、所沢市内と所沢市外で県内の別のところに2カ所以上ある法人の場合は、法人の運営の監査などは、まだ、埼玉県が所轄することになっています。

矢作委員 知識有識者や市職員などがあるが、それぞれの構成と知識有識者はどのような職種が考えられるのか。

北田福祉総務課長 社会福祉法人の認可審査委員会は、知識経験者ということで公認会計士、司法書士、大学教授等を考えています。成年後見制度推進検討委員会は、司法書士、NPO 法人代表、社会福祉法人代表、行政書士代表等が知識を有するというで考えています。地域福祉推進委員会は、大学教授、民生児童委員代表、自治連合会代表、NPO 法人代表等を考えております。

【質疑終結】

【意見】 なし

【採決】

議案第21号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

議案第22号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

議案第23号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

【議 事】

○議案第24号「所沢市障害者施策推進協議会条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

城下委員

今回の条例制定によって前回と内容が変更した部分はあるか。

足立障害福祉

変更は特にありません。

課副主幹

城下委員

第2条の所掌事務の「法第36条第4項各号に掲げる事務を処理するものとする。」という内容については、どういうものが位置づけられるのか。

足立障害福祉

障害者基本法第36条第4項第1号から第3号まであります。

課副主幹

1点目が、市の障害者支援計画の策定・変更に関して意見を付すこと。
2点目が、障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査・審議し、その施策の実施状況を監視すること。3点目は、障害者施策の推進について、必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査・審議すること。以上3点であります。

【質疑終結】

【意 見】 な し

【採 決】

議案第24号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

【議 事】

○議案第25号「所沢市老人ホーム入所判定委員会条例制定について」

○議案第26号「所沢市地域密着型サービス事業者選定委員会条例制定
について」

○議案第27号「所沢市高齢者福祉計画推進会議条例制定について」

西沢委員長

議案第25号、議案第26号、議案第27号については、一括議題とし、
一括審査としてよろしいか。（委員了承）

【補足説明】 な し

【質 疑】

末吉委員

議案第26号の地域密着型サービス事業者選定委員会について、10人
以内で構成する知識経験者はどのような方か。

池田高齢者支
援課長

税理士、社会福祉法人などを新たに検討しています。

本橋福祉部長

現在は大学の方をお願いしています。ただし、こちらについては条例化
することにより、何人か増員させていただく予定です。

城下委員

条例化に伴って何か内容の変更があったのであれば、それぞれ変更部分
とその理由を伺いたい。

池田高齢者支援課長 議案第25号所沢市老人ホーム入所判定委員会条例制定については、委員を5人から10人以内に変更しました。増員した委員は福祉施設の代表者等を予定しています。議案第27号所沢市高齢者福祉計画推進会議条例制定については、今まで2年であった任期を、3年に変更しています。

城下委員 所沢市老人ホーム入所判定委員会条例制定で、5人から10人以内にしたということでは、施設代表者も入れるということだが、増やしていかなければいけないという理由があったのか。

池田高齢者支援課長 条例化に伴い、より審議を密にしていく必要があるということで、特に老人ホームでの生活については、実際の施設での専門的な知識を持つ方等の意見が必要と判断していることなどから人数の増員を図ったものがあります。

矢作委員 議案第26号所沢市地域密着型サービス事業者選定委員会条例制定については、どういうものか確認したい。

池田高齢者支援課長 所沢市地域密着型サービスについては、平成18年度に新設したサービスです。高齢者の方々が、要介護状態になった場合においても、できるかぎり住み慣れた地域、居宅等で生活をできるような拠点を作りまして、介護サービスを提供するものです。

本橋福祉部長

補足ですが、市内に住所を有する方のみ、利用できるサービスです。

矢作委員

住み慣れた地域となると、生活圏域が市内全域となるのか、もっと小さい単位になるのかということと市内に具体的にどのような施設があるのか。

池田高齢者支援課長

所沢市の中で生活圏域ごとの小さい単位になります。具体的な施設は、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、定期巡回随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通常介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護などがあります。現在、所沢市においては22カ所の地域密着型サービスが行われています。小規模多機能型居宅介護が3カ所、夜間対応型訪問介護が1カ所、認知症対応型通常介護が5カ所、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が10カ所、地域密着型特定施設入居者生活介護が1カ所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が2カ所あります。なお、グループホームは、今月、新たに2カ所、竣工する予定です。

末吉委員

条例化に伴って、学識経験者の充実を図ったという理解でよろしいか。

池田高齢者支援課長

そのとおりです。

【質疑終結】

【意見】 なし

【採決】

議案第25号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

議案第26号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

議案第27号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休憩（午前9時46分）

（説明員交代）

再開（午前10時0分）

【議 事】

○議案第34号「所沢市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

城下委員

委員の中から市議会議員が抜けるわけだが、これはおおもとの法律の中から、市議会議員が抜けるということで、自動的に条例からも外れるのか、あるいは、委員のメンバーの選任の部分が市の判断でできるものだったのか。

堀内青少年課
長

国の地方青少年問題協議会法の一部改正が行われて、市議会議員を委員とする根拠である委員要件が廃止されたため、削除をお願いするものです。

市議会議員の方の審議会や協議会への参加については、平成14年に市議会の議会活性化を考える会の答申をいただいて、例外として法律に規定がある所沢市青少年問題協議会の委員については、条例に基づいて委員選出をお願いしていました。しかしながら、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第三次一括法の公布により、地方青少年問題協議会法の一部が改正され、市議会議員も委員とする根拠である委員要件が廃止されたために議会活性化を考える会の答申を尊重して、所沢市青少年問題協議会設置条例第3

条第4項中から第1号の市議会議員の規定を削除するというものです。

仲こども未来
部長

只今の城下委員のご質疑は、市はその判断として市議会議員を残すことは可能だったのかということかと思いますが、市の判断として残すことは可能です。しかしながら平成14年11月の議会活性化を考える会からの答申を受け、議員の審議会等への参加についての依頼がきていたため、それを尊重させていただいたということです。

城下委員

今回の所沢市青少年問題協議会は、市長の諮問機関という位置づけになったということか。委員構成の組織についてはある意味、市の権限が少し広がってきたという理解でよろしいか。

仲こども未来
部長

条例改正の部分は、委員の選出にあたっての規定であって、会の組織及び運営等については変更ございません。

末吉委員

委員構成のところで、旧では、市民その他の市長が必要と認めた者、新では、公募による市民となっているが、その点について従前と変更があるのか。

堀内青少年課
長

旧で市民その他の市長が必要と認めた者という規定と公募による市民という規定は、内容的には同じで、これまでも公募の委員として、第5号

の規定により市民の方が6人いました。

【質疑終結】

【意見】 なし

【採決】

議案第34号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休憩（午前10時4分）

（説明員交代）

再開（午前10時5分）

【議 事】

○議案第28号「所沢市保健医療計画策定委員会条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

城下委員

昨日の議案質疑の中で、議案資料ナンバー4の21ページで、近隣では川越市、八王子市、立川市、相模原市ということで、保健所がない自治体での設置は、立川市ということだが、その立川市での計画策定委員会の特徴と所沢の今回の条例の内容は違う部分があるのか。

平田保健医療
担当参事

立川市については、基本的には所沢市と同様に保健分野と医療分野での計画策定が行われています。立川市については健康日本21が平成12年にスタートしましたので、この考え方に基づいて、市民の健康づくりをメインに策定されています。医療分野については、特に保健所を設置していないので、医療のあり方や方向性が体系付けされています。基本的には、保健分野がメインの計画になっています。

末吉委員

議案第28号の議案資料の中で、相模原市については、計画の策定及び進行管理についてということで説明がある。相模原市は政令市だが、この計画では策定までということなのか。進行管理は、別途なのか。

平田保健医療

今回、お願いする策定委員会については、2年後の計画策定の完了に併

担当参事 せて条例を廃止することになり、その後進行管理については、新たな委員会等を条例化したいと思っています。

矢作委員 計画を作っていこうという考えに至った経過はあるのか。健康ところ21と食育の関係も関わっていくということと医療を充実させていこうということかなと思うが、その辺について説明してほしい。

平田保健医療
担当参事 これまで所沢市においては健康ところ21や食育推進計画に基づき市民の方への健康づくりに関しては、計画的に取り組んできたところです。さらに、これからは、例えば体調を崩されたときに医療や介護などが必要になってきますので、医療等に関わる施策についても市の方向性を整理していきたいと考えております。健康づくり分野から医療・福祉分野まで、市民の健康に関する体制づくりを整理するということを目的にしています。

城下委員 健康日本21や食育計画は既にあるが、それ以外の部分で、今回の策定委員会を設置して、計画を作っていくと思うが、計画に新たに取り入れていく部分の考えはあるのか。

平田保健医療
担当参事 特に考えていることは、これから高齢化が進んでいく中で、国が在宅医療等もかなり進めていることでもありますので、現在、福祉部で進められて

いる介護分野の地域包括ケアシステムについても整合を図りながら、取り入れていければと思います。

【質疑終結】

【意見】 なし

【採決】

議案第28号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

【議 事】

○議案第29号「所沢市予防接種健康被害調査委員会条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

城下委員

議案質疑の際に所沢では昭和55年に要綱が設置されて、これまでに予防接種での健康被害はないというような説明があったが、近隣や県内では、予防接種での健康被害の報告はあったのかどうか。

須田健康管理
課長

県内の予防接種での健康被害の状況は、先日、埼玉県予防接種センターに確認したところ、年に3、4件ほど委員会に諮る事例はあるとのことでした。

城下委員

昨日、県に行ってから、県から厚生労働省に行って、また順次帰ってくるといった手続きの流れも説明があったが、この3、4件について委員会に諮った結果はどうなったのか。

須田健康管理
課長

3、4件の結果については、把握していませんが、国の予防接種の健康被害の救済制度に申請された件数と認定された件数は、平成22年度のデータになりますが、申請件数52件に対して認定件数は33件です。

末吉委員

例えば先天性風疹症候群であるとか様々なことが報道される中で、件数が少ないなど感じるが、実際に予防接種の健康被害が起こった場合に因果関係を証明したり特定したりすることが非常に困難で、この委員は専門家であるが、通常の医療業務を行っている方では、そのようなことは非常に難しいと思われる。その点について考えはあるのか。

須田健康管理
課長

今回、お願いする所沢市予防接種健康被害調査委員会については、10人以内の委員で組織するとなっておりますが、所沢市医師会から5人、埼玉県予防接種センターから1人、知識経験を有する専門医師が2人、狭山保健所から1人、市民医療センターから1人という形になると思います。この委員会の中で一次判定を行って、その資料を申請書とともに県を經由して、厚生労働省に送り、厚生労働省が疾病障害認定審査会の意見を聴き、本当に予防接種による健康被害なのか判定しますので、適正に判断されるものと考えています。

亀山委員

この委員会は、法律で必ず設置しなければいけないのか。

須田健康管理
課長

予防接種法並びに旧厚生省通知により、必ず設置するものです。ただし、当市のように条例で設置をしている市と要綱で設置している市とがあり設置根拠はそれぞれ異なりますが、必ず各市には設置されているものです。

亀山委員

埼玉県知事が推薦する医師は、どの医師か。

須田健康管理
課長

埼玉県知事が推薦する医師というのは、埼玉県立小児医療センターの中に埼玉県予防接種センターがありまして、こちらの先生がいろいろな予防接種についての相談に応じていますので、おそらくそちらの先生になると思います。

城下委員

子宮頸がんワクチンの接種を受けて、様々な問題がでてきているが、先ほど国の認定で33件と言ったが、どういう予防接種を受けたかという内訳はわかるか。

須田健康管理
課長

予防接種の種類は把握していません。

末吉委員

先ほど一次判定するという説明があったが、因果関係を証明することがお互いに難しいところでは、疑わしきものは門前払いをしないということによろしいか。

須田健康管理
課長

疑われるものについては、申請書に調査した資料を添えて県を經由して厚生労働省に送ることになると思います。

【質疑終結】

【意見】 なし

【採決】

議案第29号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休憩（午前10時20分）

（説明員交代）

再開（午前10時22分）

【議 事】

○議案第31号「所沢市生涯学習推進センター運営協議会条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

末吉委員

協議会の委員8人以内の内訳に市民はどのような形で入っているのか。

比留間生涯学
習推進センタ
ー所長

委員には、ふるさと研究に関する知識経験をお持ちの方やセンター主催の市民大学を卒業した経験者、市内・近隣の大学関係者、公民館などセンター以外の部署で実施されている生涯学習に関する知識経験をお持ちの方などをお願いしています。

末吉委員

所沢市自治基本条例での審議会に関しての方針は、可能な限り市民公募していくというのが市の方針だったと思う。今回の条例には、市民公募をしなくてよい又はしないほうがよいという条件は見当たらないと思うが、どのように考えているのか。

比留間生涯学
習推進センタ
ー所長

所沢市自治基本条例において審議会等の委員を選任する場合には、可能な限り市民から公募するものとなっておりますが、審議会等の性格・目的は様々であり、審議の内容が知識経験や専門性の必要な分野であるなど公募が馴染まないものもあります。そうした場合には、その理由を明ら

かにした上で委員を選任することとなっています。生涯学習推進センターは、人材育成、ふるさと研究、教育臨床研究の3つのエリアから構成されています。生涯学習の拠点施設として推進センターが設置された経緯から生涯学習推進センター運営協議会委員は、とくに推進センターの事業運営で古文書資料、民具資料などを調査・研究するふるさと研究や子どもに関わる専門的な相談など実践的な対処をする教育臨床研究、社会教育、学校教育関係など生涯学習の向上に資する活動の知識経験や専門性などが必要とされています。

末吉委員

再度、確認します。生涯学習推進センターを利用するのは市民ではないのか。生涯学習が必要なのは市民だと思うが、公募市民が委員に入れない理由がわからないので、教育長に伺いたい。

内藤教育長

附属機関に関する条例ですが、一つひとつ性格が異なるため、公募を設定している条例もありますし、そうでない条例も多数あります。課題を有する子どもたちへの教育相談や支援を行うこと、また、ふるさと研究については古文書の判読や評価、それを博物館活動にどのように活用していくかということ、あるいは人材づくりについては、教育的なノウハウなどの観点から専門性や高度な知識が必要とされるため、今回はあえて公募の規定はありません。しかしながら、委嘱している方は、大かたは所沢在住の方々です。また日常的な活動については、生涯学習をすすめる所沢市民会

議の方々や所沢市民大学を運営しているの方々とは一緒に連携して事業を実施していますので、そのような中では、市民の声は常に受けています。自治基本条例の中で市民の声として、一つ目として意見を申し述べること、二つ目として意見を求められること、三つ目に審議会等への参加もありますが、先の二つについては、十分に達成されていますので自治基本条例の精神は生かされていると認識しています。

【質疑終結】

【意見】 なし

【採決】

議案第31号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

【議 事】

○議案第32号「所沢市就学支援委員会条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

城下委員

今回の条例制定によって内容の変更点はあるのか。変更がある場合には、その理由も教えてほしい。

齋藤学校教育

部次長

以前は所沢市障害児就学支援委員会と名称になっていましたが、今回は障害児という名称を外しました。委員構成を60人から70人に変更しました。

城下委員

発達障害の子どもの増加等で、この委員会の位置付けは年々増してきていると思う。相談件数の推移はどうなっているのか。

齋藤学校教育

部次長

相談件数は平成21年度で182件、平成24年度で225件になり、増加傾向にあります。

城下委員

早期に対応できれば、就学時での対応も早いとのことだが、就学相談の中で分かることが多いのか又はその前に分かって就学時の対応に繋がっている方が多いのか。

齋藤学校教育
部次長

就学相談で、面接をして、最終的な決定については保護者の意向も重視
しています。最終的に就学相談の判断通りに就学を決めた保護者は、平成
24年度で割合的には76.0%の方が就学先を決めています。

他の方々は、保護者の意向も踏まえて、通常学級に就学したり、特別支
援学級に就学したりとなっています。

末吉委員

状況によっては、就学以前に幼稚園や保育園等で就学相談を受けた方が
良いのではないかとアドバイスをもらうこともあると思うが、就学相談を
受けること自体は、保護者並びに本人の意思ということでよろしいか。

齋藤学校教育
部次長

幼稚園、保育園、学校等で保護者と面談して、意向も踏まえた上で、就
学相談票をあげて、判定部会にかけていくという流れになっています。

【質疑終結】

【意 見】 な し

【採 決】

議案第32号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決
する。

【議 事】

○議案第41号「所沢市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】 なし

【意 見】 なし

【採 決】

議案第41号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中継続審査申出の件（特定事件）

閉会中継続審査申出の件については、別紙のとおり申し出ることとした。

散 会 （午前10時38分）

